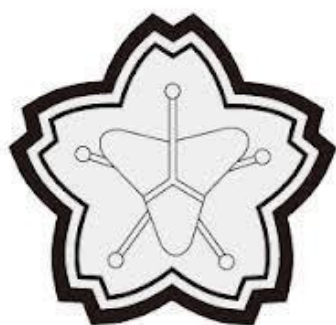


消防団員の活動に関する手引き



香 川 県
(R8. 6)

本指針は、地域防災の要である消防団の役割や活動任務、支援制度など、消防団員の活動における基本事項を示すものです。

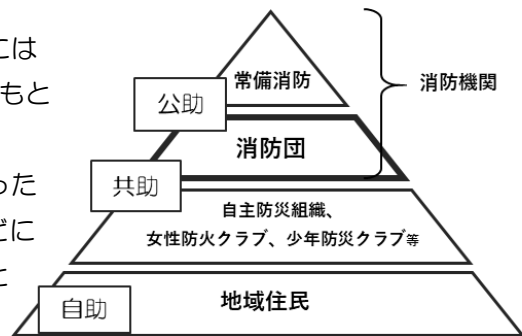
1 はじめに

消防団の役割

○消防団は地域防災のエキスパート

日ごろは本業を有しながらも、災害が発生した際には現場に駆けつけ、「自らの地域は自ら守る」の精神のもと消防防災活動を行います。

消防団は消火活動のみならず、地震、風水害といった大規模災害発生時の避難誘導や、災害防ぎょ活動などに従事するほか、防災思想の普及を行うなど「公助」と「共助」の役割を担っています。



消防団の特性

- ・団員のほとんどが、地域の住民で構成され、地元の事情等に通じ地域に密着した存在
- ・団員数は消防職員数より多く、大規模災害や林野火災等の際に、多数の動員が可能
- ・日頃からの教育訓練により、災害発生時には即時に対応できる技術と知識を保有

消防団員の身分、組織

○消防団員は非常勤特別職の地方公務員

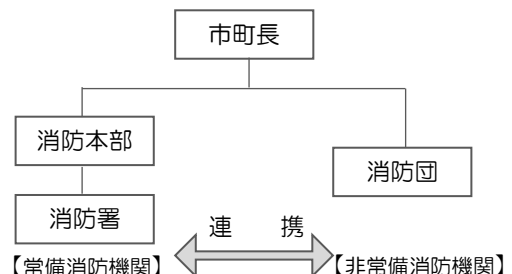
消防団は消防組織法に基づき、それぞれの市町に設置される非常備の消防機関です。

消防職員とは異なり、火災や大規模災害発生時に、自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした任務（消防活動など）を行う、非常勤特別職の地方公務員です。

○消防団と消防本部は目的が同じ共存共栄の関係

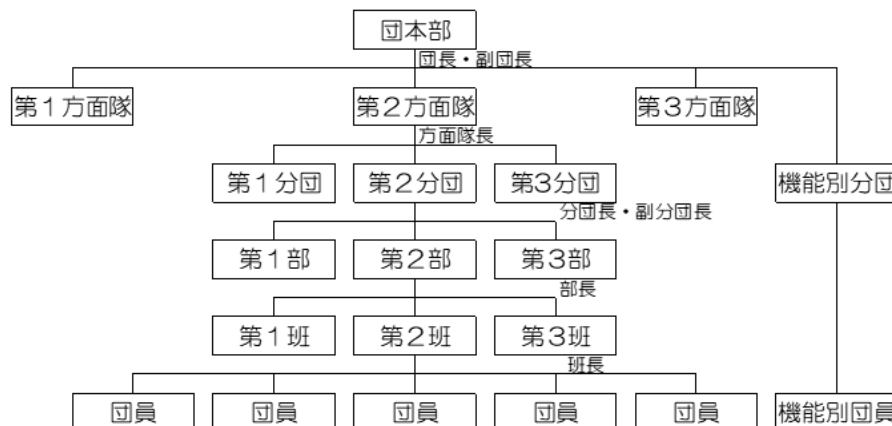
常備消防機関の消防本部と、非常備消防機関の消防団は、法律上、並列的關係にあります。

共に消防活動を行う際は、活動を迅速かつ効率的に行うため、指揮系統を一元化（消防団は、消防長または消防署長の所轄のもとに行動）します。



○消防団の組織は市町の条例・規則で定められている

地域差はありますが、消防団は、おおむね以下のような構成で運営されています。



2 消防団の活動について

消防団の任務

活動内容は一例です。

災害等における、実際の行動は、所属する消防団のルールや指揮系統に従ってください。

また、参集時や活動時の安全管理にも注意してください。

○火災発生時

初動対応

- ・管轄区域で火災が発生し、分団長からの出動命令があれば参集場所（詰所等）へ参集し、出動する。

現場対応

- ・現場に到着したら、分団長の指示のもと、消火活動や後方支援（住民避難誘導、巡回広報等）を実施する。

撤収・解散

- ・現場での消火活動終了後、必要に応じて、継続して警戒活動を行う。
- ・現場活動が完了したら、現地から撤収し、資機材の点検や清掃を行う。



○風水害発生時

初動対応

- ・テレビやラジオなどから水防関係情報を収集し、出動命令に備える。
- ・大雨洪水警報等が発令され、分団長から待機命令があれば、即時対応できるよう詰所等で待機体制をとる。
- ・待機中は、河川や周辺区域のパトロール、資機材や消防車、通信機器の点検等を行う。

現場対応

- ・氾濫注意水位以上に水位が上昇した際には、管轄区域内河川の情報収集を行い、分団長へ状況報告を行う。
- ・避難判断水位を超えた場合は、分団長の指示のもと、市町や消防、警察と連携し、避難所までの誘導路の安全確保をし、住民の避難誘導活動を行う。
- ・河川水位の監視を行い、必要に応じて、土のう積や消防車による排水作業を行う。
- ・避難所等で応急救護や物資配布などの支援を行う（機能別消防団による活動）。

撤収・解散

- ・水位が安定または低下し、排水作業や土のうを撤去する場合は作業の補助を行う。
- ・避難指示等が解除された場合は、住民の帰宅支援を行う。
- ・現場活動が完了したら、現地から撤収し、資機材等の点検や清掃を行う。

○大規模地震発生時

初動対応

- ・地震発生時には、まず自身や家族の安全を確保の上、近所に火の始末や余震の警戒を呼びかける。
- ・テレビやラジオなどからの情報収集に努める。
- ・分団長からの命令や指示がない場合にも、発生した地震の震度に応じ、付近の被害状況等の確認や、避難誘導、救助・救急活動などを行い、分団長に報告する。
- ・発生した地震の震度に応じ、参集の必要がある場合（例：震度5弱以上）は、分団長からの命令や指示がない場合でも、徒歩又は自転車等であらかじめ決められた参集場所（詰所等）へ参集する。
- ・参集中に火災に遭遇した際には、消防機関への通報など必要な措置をとるとともに、分団長等に報告する。
- ・待機中は、災害情報の収集に努めるとともに、消防車両や資機材の点検を行い、出動に備える。

現場対応

- ・出火防止や初期消火の広報活動を行いながら、管轄区内の火災、倒壊等被害状況を市町・消防機関・分団長等へ報告する。
- ・指揮者の指示のもと、市町や消防、警察と連携し、住民の避難誘導活動、消火活動等を行う。
- ・避難所等で応急救護や物資配布などの支援を行う（機能別消防団による活動）。

撤収・解散

- ・現場活動が完了したら、現地から撤収し、余震の発生などに注意し、応援要請や次の活動に備える。

○武力攻撃事態等発生時

初動対応

- ・まず自身や家族の安全を確保の上、分団長からの出動命令があれば参集場所（詰所等）へ参集する。
- ・テレビやラジオなどからの情報収集に努める。

現場対応

- ・攻撃による危険性がなく、安全が確保された中で、分団長の指示のもと、市町や消防、警察と連携し、住民の避難誘導や救助、消火活動等を行う。
- ・避難所等で応急救護や物資配布などの支援を行う（機能別消防団による活動）。

撤収・解散

- ・現場活動が完了したら、現地から撤収し、応援要請や次の活動に備える。

2 消防団の活動について

○救助捜索事案発生時

初動対応

- ・分団長が現場へ出動し、消防や警察と救助や捜索態勢を協議し、必要とする動員数を決定する。

現場対応

- ・団員は、分団長からの出動命令により出動し、救助・捜索活動を行う。なお、活動に際しては決して単独行動は行わず、関係機関とも情報共有をして行動する。

撤収・解散

- ・現場活動の結果により活動の終了や継続に関しての方針が示されれば、その指示に従う。

○防火思想普及活動

- ・防火訓練、広報活動などの火災予防活動
- ・防火指導を兼ねた独居老人宅への戸別訪問
- ・応急手当や AED の使い方を指導する普及活動
- ・年末警戒、花火大会等における警戒

○地域住民等への指導、協力、支援等の活動

- ・自主防災組織に対する協力、支援
- ・応急手当の普及指導
- ・祭り、イベント等での警戒、会場整理
- ・防災意識の啓発
- ・老人ホームなど各種施設、団体での防火啓発



活動・参集時における安全管理（重要）

○参集時

- ・参集時の移動は法や規則を守り、安全運転（行動）に努めてください。飲酒運転は厳禁です。
- ・地震等の大規模災害時には、まず自身や家族の安全を確保したのち、参集してください。

○活動時

- ・報告や連絡を密にし、団員相互の安全の確保に努めて行動してください。
- ・危険を察知した場合は、決して無理をせずに安全確保を最優先してください。
- ・活動中に負傷や体調不良が認められた場合は、すみやかに分団長へ報告の上、活動を中止し療養に努めてください。
- ・消防車両の運行は複数名で実施し、関係法令を厳守して常に安全運転を心掛けてください。

教育・訓練

複雑多様化、大規模化する災害に消防団員が適切に対応するためには、その知識・技能の向上が不可欠であり、消防団員に対する教育訓練が極めて重要となります。

このため、各地域で実践的な訓練が行われるほか、香川県消防学校では、消防団員を対象とした各種教育を行っています。

○基礎教育…消防団員として入団後、経験期間が短く、知識・技能の修得が必要な者を対象に行う基礎的な教育訓練

○専科教育…現任の消防職員及び一定期間の活動経験を有する消防団員を対象に行う特定の分野に関する専門的な教育訓練

○幹部教育…幹部及び幹部昇進予定者を対象に行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練

○特別教育…上記に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行う訓練

3 消防団への活動支援

支援制度

○報酬及び費用弁償

市町は消防団員に対し、年額報酬及び出勤報酬、出勤に伴う交通費等の手当を支給しています（支給額は、地域の事情により必ずしも同一ではないものの、消防庁では、団員階級の年額報酬を36,500円、災害に係る出勤報酬を8,000円/日とする基準を定めています）。

○退職報償金

消防団員が退職した場合、市町は、当該団員の階級及び勤務年数に応じ、退職報償金を支給しています。

○公務災害補償

市町は、条例において消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償しなければならないとされており、他の公務災害補償制度に準じて療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償及び葬祭補償の制度が設けられています。

○消防団員等福祉共済

全国の消防団員を対象に、低額の掛金で、加入者が死亡した場合や事故による負傷、疾病等に対する補償のほか、公務（消防団活動）による死亡又は障害が残った場合は、弔慰金などを給付する共済制度があります。

国や県の施策

○学生消防団活動認証制度

消防団員として活動した学生に対し、市町長が「学生消防団活動認証証明書」を交付するものです。この証明書は、就職活動の自己PRなどで活用できます。

○消防団協力事業所表示制度

消防団活動に協力している事業所（以下「協力事業所」という。）に対し、その証としての表示証を交付し、協力事業所が地域への社会貢献を果たしていることを社会的に評価するものです。

協力事業所として認められた事業所は、取得した表示証を社屋に提示したり、表示証のマークを自社ホームページなどで広く公表することもできます。



【表示マーク】

○香川県消防団員応援制度

消防団を地域ぐるみで応援するため、飲食店や美容院、温泉、金融機関など、幅広いジャンルの店舗や事業所のご協力によって、消防団員に、割引等の優遇サービスを提供する制度です。応援事業所は、県や市町のホームページに公開しています。



【表示ステッカー】

○資機材等の整備支援

消防団の災害対応能力の向上を図ることを目的として、国や県では、資機材整備に対する各種補助事業や、消防車両の無償貸付制度を設けています。



【資機材イメージ（ドローン）】

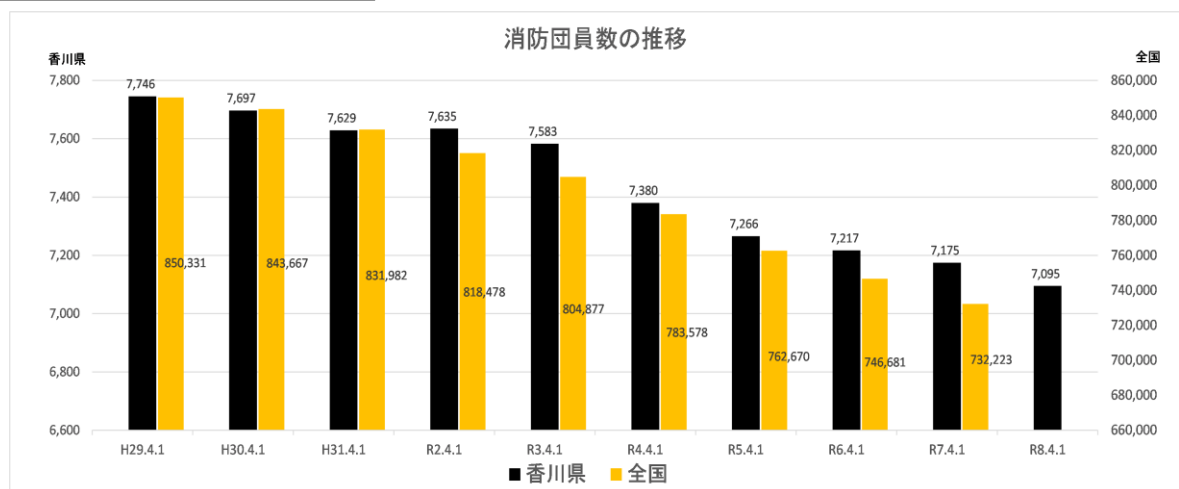
4 参考

香川県内各市町の消防団の状況

各市町名	組織				団員	
	分団数	方面隊数	部数	班数	条例定数	実員数
高松市	37	8	59	0	1,710	1,290
丸亀市	17	6	34	83	698	616
坂出市	11	3	37	71	560	507
善通寺市	9	0	1	17	390	375
観音寺市	22	8	0	0	713	660
さぬき市	19	5	48	91	600	536
東かがわ市	13	3	1	56	406	312
三豊市	36	7	75	163	1,091	1,037
土庄町	7	0	14	31	385	341
小豆島町	12	0	0	0	360	309
三木町	6	0	14	32	230	216
直島町	4	0	0	0	120	92
宇多津町	5	0	0	0	108	91
綾川町	11	0	0	0	209	173
琴平町	5	0	0	0	100	86
多度津町	7	0	15	25	150	118
まんのう町	15	0	27	42	407	357
計	236	40	325	611	8,237	7,116

令和8年4月1日時点

消防団員数の推移



平成29年4月1日～令和8年4月1日